第14回 トラック輸送における 取引環境・労働時間改善 東京都地方協議会

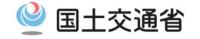
令和4年度の東京都地方協議会事務局における取組

令和5年3月

トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会 事務局



トラック事業の取引環境適正化に向けた関東運輸局の取組み



荷主への対応

令和4年3月、燃料サーチャージの導入や標準的な運賃の設定について荷主の理解と協力を求めるため、関東運輸局、各都県労働局、関東経済産業局の連名による文書を作成。各都県トラック協会を通じて、令和4年5月に荷主へ文書を発送(約8,600者)。





荷主団体への対応

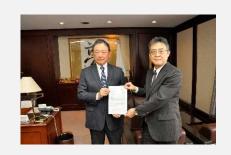
令和4年11月、関東経済産業局との連名により、関東商工会議所連合会に対し、トラック事業者から運賃交渉の申し出があった場合には積極的に応じ、燃料費の上昇分も考慮したうえで、十分に協議を行っていただくよう、傘下会員等への周知を依頼。





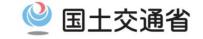
トラック事業者団体への対応

令和4年12月、関東トラック協会あてに、トラック事業者と荷主が協議の上、適正な運賃による契約を締結することが取引環境の適正化のために不可欠との認識のもと、各トラック事業者が自己の経営状況を踏まえて運賃を分析したうえで、荷主との運賃交渉に臨むよう傘下会員への周知を依頼。





トラック事業の取引環境適正化に向けた東京運輸支局の取組み



令和5年1月~2月、東京運輸支局は、東京都商工会連合会、一般社団法人東京経営者協会、東京都中小企業団体中央会に対し、支局長より、「トラック事業者から運賃交渉の申し出があった場合には積極的に応じ、燃料費の上昇分も考慮したうえで、十分に協議を行っていただくよう」要請文を手交し、また、トラック業界の抱えている問題等の現状やその課題に対する国としての取組を説明し理解を求め、傘下会員等への周知を依頼。それぞれの団体より「ホームページに掲載するなど組合員へ周知をさせていただく」との回答をいただきました。

東運令和

東京都商工会連合会 会長 山下 真一 殿

関東運輸局東京

トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みの ご理解・ご協力のお願いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック事業は、国民のくらしと経済活動を支えるために欠かすこな役割を担っておりますが、昨今の燃料価格の上昇や新型コロナウイ等により、経営状況に与える影響が長期化しているなか、持続可能なには、ドライバー不足や賃金・労働時間、荷主企業(運送委託者)とのな課題の解決に向けた取組みを行うことが重要であると考えておりま

特に、取引環境の適正化のためには、荷主企業とトラック事業者かコストに見合った適正な運賃による運送契約の締結を行うことが不可国土交通大臣が令和2年4月に、トラック事業者が法令を遵守して特際の参考となる運賃として、「標準的な運賃」を告示いたしました。

最近の動きとしまして、関東運輸局では、令和4年12月9日付け協会に対し、物流業界が直面している諸課題の解決に向けた取組みを欠であるとの考えに立つとともに、各トラック事業者が自己の経営状を分析したうえで、荷主との運賃交渉に臨むよう改めて要請したとこ引き続き、当支局としましても、トラック事業者に対しての働きがていく所存でございますので、(貴連合会)におきましては、トラック正化に向けた取組みについて、ご理解を深めていただくとともに、下傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

トラック事業者から運賃交渉の申出があった場合には積極的に応じ も考慮しつつ、十分に協議を行っていただくこと。 東運令和

-般社団法人東京経営者協会 会長 冨田 哲郎 殿

関東運輸局東京 尾

トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みの ご理解・ご協力のお願いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック事業は、国民のくらしと経済活動を支えるために欠かす。 な役割を担っておりますが、昨今の燃料価格の上昇や新型コロナウ・ 等により、経営状況に与える影響が長期化しているなか、持続可能が には、ドライバー不足や賃金・労働時間、荷主企業(運送委託者)との な課題の解決に向けた取組みを行うことが重要であると考えており書

特に、取引環境の適正化のためには、荷主企業とトラック事業者が コストに見合った適正な運賃による運送契約の締結を行うことが不可 国土交通大臣が令和2年4月に、トラック事業者が法令を遵守して打 際の参考となる運賃として、「標準的な運賃」を告示いたしました。

最近の動きとしまして、関東運輸局では、令和4年12月9日付け 協会に対し、物流業界が直面している諸課題の解決に向けた取組みを 欠であるとの考えに立つとともに、各トラック事業者が自己の経営材 を分析したうえで、荷主との運賃交渉に臨むよう改めて要請したとこ 引き続き、当支局としましても、トラック事業者に対しての働きか ていく所存でございますので、(貴連合会) におきましては、トラック

ていく所存でございますので、(貴連合会)におきましては、トラッ 正化に向けた取組みについて、ご理解を深めていただくとともに、 傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

トラック事業者から運賃交渉の申出があった場合には積極的に応じ も考慮しつつ、十分に協議を行っていただくこと。 東 運 輸 第 1783 号 令和 5 年 1 月 3 1 日

東京都中小企業団体中央会 会長 會津 健 殿

トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みの ご理解・ご協力のお願いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック事業は、国民のくらしと経済活動を支えるために欠かすことのできない重要な役割を担っておりますが、昨今の燃料価格の上昇や新型コロナウイルス感染症の流行等により、経営状況に与える影響が長期化しているなか、持続可能な物流の実現のためには、ドライバー不足や賃金・労働時間、荷主企業(運送委託者)との取引環境など様々な課題の解決に向けた取組みを行うことが重要であると考えております。

特に、取引環境の適正化のためには、荷主企業とトラック事業者が協議の上、必要なコストに見合った適正な運賃による運送契約の締結を行うことが不可欠であることから、国土交通大臣が令和2年4月に、トラック事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる運賃として、「標準的な運賃」を告示いたしました。

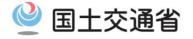
最近の動きとしまして、関東運輸局では、令和4年12月9日付けで、関東トラック 協会に対し、物流業界が直面している諸課題の解決に向けた取組みを進めることが不可 欠であるとの考えに立つとともに、各トラック事業者が自己の経営状況を踏まえて運賃 を分析したうえで、荷主との運賃交渉に臨むよう改めて要請したところです。

引き続き、当支局としましても、トラック事業者に対しての働きかけを積極的に行っていく所存でございますので、(貴連合会)におきましては、トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みについて、ご理解を深めていただくとともに、下記事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

トラック事業者から運賃交渉の申出があった場合には積極的に応じ、燃料費の上昇分も考慮しつつ、十分に協議を行っていただくこと。

【参考】標準的な運賃に係る届出数



東京都内に主たる事務所を有する事業者:5012者

※霊きゅう自動車のみを使用する事業者を除く

標準的な運賃に係る届出を行った事業者: 1122者

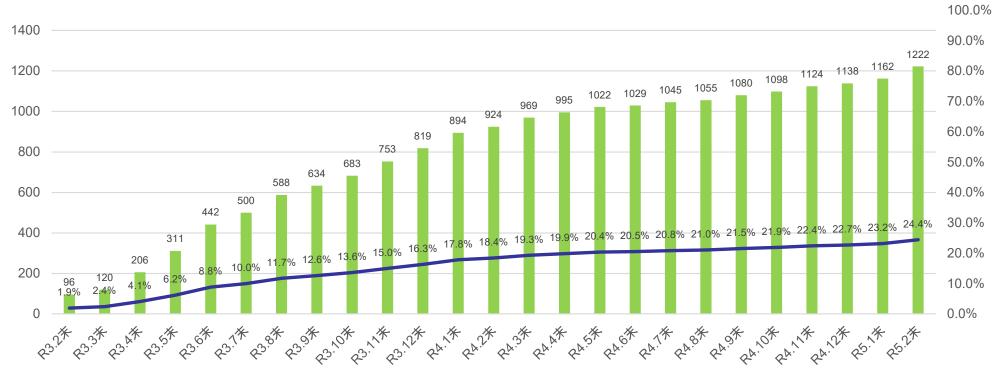
※東京運輸支局管轄事業者に限る(令和5年2月28日現在)



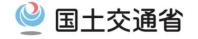
令和5年2月末の届出率 約24%程度

第12回協議会時点(2%)及び第13回協議会 時点(19%)と比較すると浸透が進んでいるが、 更なる周知が重要

東京運輸支局管内の推移(標準的な運賃:届出数・届出率)



「標準的な運賃」告示制度の周知



「標準的な運賃|告示制度について

関東運輸局では、「標準的な運賃」を実勢運賃に反映させていくこと が重要だと考え、運送事業者と荷主が公平な立場で運賃交渉に臨むこと ができるよう、「標準的な運賃」告示制度の普及を進めています

ラック事業の働き方をめぐる現状



「標準的な運賃」告示制度

「標準的な運賃」は、トラックドライバーの労働条件を改善し、トラック 事業がその機能を持続的に維持しながら法令を遵守して事業を経営する際の 参考となる運賃を示すため、令和2年4月24日付けで国土交通大臣が告示 したものです。

法令遵守の

標準的な運賃 告示制度の

背景 荷主への交渉力が弱い等

- 必要なコストに見合った対価を収受しにくい。
- 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

期待される効果 標準的な運賃により、事業継続に必要なコスト

労働環境の 改美

賃金水準の 引き上げ

2024年問題 への対応

持続的なトラック 輸送の確保

「標準的な運賃」の概要

運賃表 の種類 地

車

距離制運賃

時間制運賃

地方運輸局等のブロック(10ブロック単位)

パン型の車両で設定 (海上コンテナ輸送、セメントバルク車等は割増率を設定) ※その他の車両も事業者独自に割増率を設定することが可能です。











大型車 (10tクラス

対象となる 運送契約

車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提に設定

元請・下請 の関係

元請事業者の傭車費用・管理料は含まず、実運送を行う場合に 要する原価について計算

料金や実費

ルール

料金(待機時間料、積込·取卸料、附 帯業務料) や実費(高速道路利用料、 フェリー利用料、燃料サチャージ等) については標準的な運賃に含まれてい ないため、別途収受することとされて います。

運賃 (運送の役務の対価)

料金(積込、取卸料、用帯作業料) 実費 (高速遊路利用料、フェリー利用料等)

等、告示内容を補完する事項を各トラック事業者が「運賃料金適用方」とし て定めます。

運賃・料 金の適用

割 増 特殊車両、休日、深夜・早朝、品目別、特大品、悪路、冬期、地区割増

運賃・料金、実費をどのようなルールで適用するか、割増や割引の適用方法

長期契約、往復割引

割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料、 実費(有料道路、フェリー利用料等)

取引先毎に契約書・覚書により取引条件を規定

持続可能な物流の実現に向け「標準的な運賃」告示制度の ご理解とご協力をお願いします!

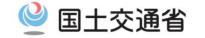
(問い合わせ先)

関東運輸局自動車交通部貨物課 045-211-7248

関東運輸局 取引環境

詳細はこちら

トラック輸送の取引環境改善に向けた取組み



トラック輸送の取引環境改善に向けた取組み

関東運輸局では、関係機関と連携を図りながら、トラック輸送におけるドライバー不足、労働条件、荷主との取引環境など様々な課題の解決に向けた各種取組を行っています

トラック事業の働き方をめぐる現状





「標準的な運賃」告示制度

「標準的な運賃」は、トラックドライバーの労働条件を改善し、トラック事業がその機能を**持続的に維持しながら法令を遵守して事業を経営する際の参考となる運賃**を示すため、令和2年4月24日付けで国土交通大臣が告示したものです。

「標準的な運賃」 告示制度の 導入

背景 荷主への交渉力が弱い等

- 必要なコストに見合った対価を収受しにくい
- ── 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

期待される効果 標準的な運賃により、事業継続に必要なコスト に見合った対価を収受

労働環境の 改善 賃金水準の 引き上げ 法令遵守の

2024年問題 持続的なトラック 輸送の確保



「ホワイト物流」推進運動

「ホワイト物流」推進運動とは、深刻化が続くトラックドライバー不足に対応し、国民 生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを 目的に、次の点に取り組む運動です。

- ① トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化
- ② 女性や60代以上の運転者等も働きやすいより「ホワイト」な労働環境の実現

「ホワイト物流」推進運動は、SDGsにつながる取り組みであり、物流の改善に向けては、荷主企業・物流事業者等の関係者が連携して相互に改善を提案し、協力して実現することが大切です。

推進運動の主旨

自主行動宣言の3つの必須項目

取組方針

契約内容の明確化・遵守

法令遵守

運送内容の見直し、運送契約の相手方

の選定、安全の確保、独自の取組 等

運動の主旨と自主行動宣言の3つの必須項目 に合意のうえ、<mark>賛同表明</mark>をお願いします



荷主対策の深度化

トラック事業者が法令違反する原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがあると認められる場合、国土交通省の意見募集窓口への情報や適正化事業実施機関との連携等により、国土交通省において端緒情報を収集し、事実関係を確認のうえ荷主関係省庁と連携して対応しています。

違反原因行為を荷主がしている 疑いがあると認められる場合 荷主が違反原因行為をしていることを疑う相当な理由がある場合

要請してもなお改善されない場合

働きかけ



要



勧告・公表

独占禁止法違反の疑いがある場合は公正取引委員会へ通知

燃料サーチャージ制度

「燃料サーチャージ」とは、燃料等の価格の上昇・下落によるコストの増減分を別立ての運賃として設定する制度です。

関東運輸局では、他の分野において広く導入されている燃料サーチャージ制をトラック運送業においても普及させるため、荷主及びトラック運送業者にその導入をはたらきかけていくこととしています。

トラック事業の取引環境適正化に向けた取組にご理解とご協力をお願いします!

(問い合わせ先)

関東運輸局自動車交通部貨物課 045-211-7248

->=+>-

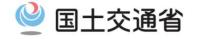
詳細はこちら

関東運輸局 取引環境

検索



東京都トラック協会の取組



働き方改革関連法案対応に向けた取組

- ①「労使トラブルを未然に防ぐ人事労務入門セミナー」を令和4年5月に開催 (P7)
- ②「2024労働対策講習会」を令和4年11月に開催 (P8)
- ③「トラック運送事業者のための同一労働同一賃金対応セミナー」を令和4年9月に開催(P9)
- ④「労務講習会」を令和5年2月に開催 (P10)
- ⑤「中小トラック運送事業者のための I T活用セミナー」を令和5年2月に開催 (P11)
- ⑥社労士による労務相談窓口の開設
- ⑦「36協定等届出書類と労務管理の実務」を全会員に配布 (P12)

人材確保に向けた取組

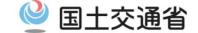
- ①「働きやすい職場のつくり方セミナー」を令和4年7月に開催 (P13)
- ②「トラック運送事業者のための人材確保セミナー」を令和5年2月に開催 (P14)
- ③ハローワーク等が企画する企業説明会へ会員事業者を紹介
- ④協会HPに求人情報ページを掲載 (P15)
- ⑤運転免許取得事業者への助成 (P16)
- ⑥働きやすい職場認証制度取得事業者への助成 (P17)

標準的な運賃・料金の促進

- ①「標準的な運賃」活用セミナーを令和4年11月に開催(P18)
- ②「タンクトラック輸送(タンクローリー車)の標準的な運賃に対する割増率について」を令和4年11月に開催 (P19)
- ③「標準的な運賃」勉強会の開催 (新宿・墨田・深川・荒川・台東・城東・練馬)







「労使トラブルを未然に防ぐ人事労務入門セミナー」

「労使トラブルを未然に防ぐ 人事労務入門セミナー」の開催について

2022.04.25

セミナーを下記のとおり開催いたします。

セミナー名	「労使トラブルを未然に防ぐ 人事労務入門セミナー」
開催日時	令和4年5月25日 (水) 13時30分~16時00分
会場	東京都新宿区四谷3-1-8
	東京都トラック総合会館 7階 大会議室
対象者	会員事業者の経営者及び総務・人事・労務担当の管理者
セミナー内容	1. 始業前・終業後に対する労働時間の考え方
	2. 実際の労働裁判経験から得た、求人票・給与明細書の重要性
	3. 年次有給休暇取得権と皆勤・手続遵守手当不支給
	4. 裁判所の管理監督者の判断基準
	5. 社員も納得する転勤命令書の書き方
	6. 運送業に特化した未払い残業代請求への対応策、労基法施行規則第19条
	7. 歩合給の正しい導入方法
	8. 実際の労働事件からみる労働基準監督署との付き合い方
講師	佐賀 豊 氏 特定社会労務士
	(社会保険労務士法人佐貿事務所/株式会社佐賀人事総研)
募集定員	A. 会場での受調 40名 (定員に達した時点で締切)
及び	※申込人数は、1事業所1名とさせていただきます
お申込み	会場受講中込フォーム 受付を終了いたしました
	B. WEB (Zoom) での受講 400名 (定員に達した時点で締切)
	WEB受講申込フォーム 受付を終了いたしました
費用	無料
その他	会場で受講する方は、東京都感染拡大防止ガイドラインに基づき、受講中は必ずマスクの着用をお願いいたします。セミナー当日に発熱、体調の悪い方は受講を控えてください。

(問い合わせ先)

(一社) 東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

電話:03-3359-6257





「2024労働対策講習会」を令和4年11月に開催

2024年労働対策講習会開催のお知らせ(葛飾・深川・墨田支部)

2022.10.25

拝啓 時下 会員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、2024年4月から、トラックドライバーの時間外労働に対する上限規制が適用されます。

さまざまな問題を回避するために2024年問題について対策を取らなければなりません。

つきましては、標記講習会を開催いたしますのでご参加ください。

敬馬

記

開催日時	11月14日(月) 〔受付〕13:30~ 〔説明会〕14:00~16:00			
会場	「東武ホテルレパント東京」 〒130-0013 墨田区錦糸1-2-2 Ta 5611-5511代 ◆JR錦糸町駅北口より徒歩約3分、◆半蔵門線・錦糸町駅3番出入口より徒歩約3分			
テーマ	『2024年を見据えた運送業の時間管理と賃金制度』〜労働保険制度の裏技〜			
講師	きりん人事労務管理事務所 代表 宮澤 みゆき 氏			
受講対象者等	東ト協会員事業者の経営者・管理者			
申込期日等	11月7日迄に受講申込書を深川支部事務局へFAX(03-3641-5902)でお申込み下さい。 受講申込書はこちら			
持ち物	□. マスク、 □. 筆記用具、 □. 受講申込書 (※受講受付印が押印済みのもの)			
お願い	本説明会は、感染症拡大防止対策を講じた上で開催致しますが。出席者様には、会場内でのマスク着用、検温及び 手指消毒にご協力をお願い致します。また、受付スタッフが明らかに体調がすぐれないと判断した場合には、入室 をご遠慮いただく場合がございますので予めご了承下さい。			
個人情報(使途目的)	今回の講習会で取得した個人情報は、受講者履歴情報の記録及び確認を目的とし、受講を委託する会員事業者様の 同意なくして、当該目的以外に利用することは致しません。			
中止する場合	荒天予報や緊急事態宣言等、社会的に行動が自粛される場合は、急遽本説明会を中止させて頂く場合がございますので予めご了承下さい。			
主催	葛飾支部 青年部長 冨川人史 深川支部 青年部長 毛塚隆介 墨田支部 青年部長 江俣重之			

以上

「トラック運送事業者のための同一労働同一賃金対応セミナー」

令和4年度トラック運送事業者のための同一労働同一賃金対応セミナーの開催 について

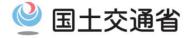
2022.07.25

働き方改革関連法が平成30年6月に成立し、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(短時間労働者、有期雇用労働者)との間の不合理な待遇差の 解消を目指すパートタイム・有期雇用労働法が令和3年4月より中小企業においても適用されました。 今般、同一労働同一賃金について、トラック運送事業者に係る最高裁判決が出され、当協会会員の皆様にも対応を迫られることが予想されるため、標記セミナーを全日本トラック協会と の共催により開催いたします。

開催日時	令和4年9月6日(火) 13:30~15:00 (会場受付13:00~)		
開催場所	<u>「東京都トラック総合会館」7階大会議室(新宿区四谷3-1-8)</u> およびWEB (ZOOM)		
内容	講師:株式会社コヤマ経営 代表取締役 小山雅敬 氏 (1) 「同一労働同一賃金」の概要 (2) 関係法令の解説 (3) 判例及び取り組むべき内容 (4) 事業者の取り組み事例 ほか		
対象者	経営者、人事担当者等		
受講料	無料		
募集定員及び申込み	A. 会場 先着 4 0名(1社1名まで) 会場受講申込フォーム B. WEB(ZOOM) 先着 4 0 0名(1社あたりの上限なし) WE B 受講申込フォーム 申込み手続きが完了次第、「noreply@form.kintoneapp.com」から申込完了メールが自動送信されます。「noreply@form.kintoneapp.com」からのメールを受信できるように設定してください。		
開催者	主催: (公社) 全日本トラック協会/(一社) 東京都トラック協会		
その他	 当日はマスクの着用、入り口での手指の消毒等、新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください。発熱、体調の悪い方は受講を控えてください。 新型コロナウイルスの感染拡大状況により、中止とさせていただく場合がございます。予めご了承下さい。なお、中止の際は東ト協ホームページにて発表します。 ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。 		

~本件に関するお問い合わせ先~

(一社)東京都トラック協会 業務部 交通・環境グループ 電 話:03-3359-6257



令和4年度 労務講習会の開催について

2022.12.23

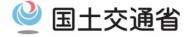
東京都トラック協会では、令和4年度 労務講習会を下記のとおり開催します。 なお、会場に加え、WEB会議システム(ZOOM)でも受講いただけます。

開催日	時間	申込フ	オーム
令和5年2月13日(月)	13:30~16:00	会場	WEB
令和5年2月14日(火)	13:30~16:00	会場	WEB
令和5年2月15日(水)	13:30~16:00	会場	WEB
令和5年2月16日(木)	13:30~16:00	会場	WEB

ご希望の日時・開催場所のお申し込みフォームよりお申し込みください。 会場の当日の受付時間は13:00~13:30です。

開催場所	東京都トラック総合会館 7 階大会議室新宿区四谷 3 丁目 1 - 8 およびWEB(ZOOM)
内 容	第1部「なくそう労災事故」 陸災防本部安全管理士 堀野 弘志 氏(13日・16日) 陸災防東京都支部会災防指導員 杉浦 純 氏(14日・15日) 第2部「労務管理の実務について」 社会保険労務士 高橋 眞幸 氏(13日・15日) 社会保険労務士 小林 弘和 氏(14日・16日)
定員 (先着順)	会場50名(1社2名まで)、WEB400名(1社あたりの人数制限なし)
申込期限	令和5年2月3日(金)
対象	東ト協会員
参加費	無料
注意事項	会場で受講する方はコロナウイルス感染症対策にご協力ください。
問い合わせ先	東京都トラック協会 業務部 交通・環境グループ TEL: 03-3359-6257

「中小トラック運送事業者のためのIT活用セミナー」



令和4年度 中小トラック運送事業者のためのIT活用セミナーの開催について

2023.01.06

当協会では、全日本トラック協会との共催により下記のとおりセミナーを開催します。

開催日時	令和5年2月10日(金) 13:30~16:00
開催場所	東京都新宿区四谷3-1-8 東京都トラック総合会館 4階会議室
内容	 (1) ITの活用方法と「データ経営」の必要性(活用のメリット、効果的なシステムの策定) (2) 全ト協車両原価計算シートの活用 (3) 中小トラック事業者の情報セキュリティ対策 (4) 「データ経営」による見える化の実現 (5) デモンストレーション(自動点呼機器、配車・請求管理システム)
講師	㈱近代経営システム研究所代表取締役社長 森高 弘純 氏
定員	A. 会場での受講 40名 (定員に達した時点で締切、1社1名を優先) B. ZOOMでの受講 400名 (定員に達した時点で締切)
対象	会員事業者
参加費	無料

申込方法

下記申込フォームからお申込下さい。

※手続きが完了次第、受付完了メールが自動送信されます。

迷惑メール対策などでキャリアメール(例:@ezweb.ne.jp、@docomo.ne.jp、@i.softbank.jp)の場合、受付完了メールが受信できない場合がございます。

「noreply@form.kintoneapp.com」を受信設定してください。

受付終了いたしました。

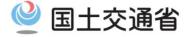
問い合わせ先

(一社) 東京都トラック協会 総務部 広報・情報グループ

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8

Tel: 03-3359-4134

「36協定等届出書類と労務管理の実務」



『36協定等届出書類と労務管理の実務』(冊子)と届出様式について(会員専用)

2023.01.10

『36協定等届出書類と労務管理の実務』(冊子)(令和5年1月版)

本紙では労務管理業務に必要な手続きや書類、最近の法改正等を取りまとめております。 冊子のPDFデータをご希望の方は、こちらからダウンロードしてください。

<u>『36協定等届出書類と労務管理の実務』(冊子)(令和5年1月版)(PDFファイル)</u>



利用状況アンケートのお願い

36協定届出書類

- 1. 時間外労働・休日労働に関する協定届<特別条項なし> (様式第9号) 🐷 (Wordファイル)
- 2.時間外労働・休日労働に関する協定届<特別条項あり>(様式第9号の2) 🚾 (Wordファイル)
- 3. 時間外労働・休日労働に関する協定届<自動車運転業務>(様式第9号の4) 🖬 (Wordファイル
- 4. 時間外労働及び休日労働に関する協定書<別添> 🚮 (Word7ァイル)
- ※各様式をご利用の方は、こちらからダウンロードしてください。
- ※そのほか、就業規則等フォーマット集は全日本トラック協会からダウンロードができます。

トラック運送事業者のための「わかりやすいモデル就業規則」~フォーマット集~

※ログイン画面でパスワード入力が必要になります。

パスワードは全ト協機関紙の「広報とらっく」に記載されておりますので、そちらをご確認ください。

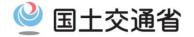
厚生労働省HP「改善基準のポイント」(PDF) 🚮

本件に関するお問い合わせ先

(一社)東京都トラック協会 業務部 交通・環境グループ

電話:03-3359-6257 FAX:03-3359-4983

「働きやすい職場のつくり方セミナー」



自動車運送事業者様向けの

働きやすい

参加費 無料

職場のつくり方セミナー

~自動車運送事業者の職場環境改善に向けた情報を提供~



日時

7月28日(木) 14:00-17:00

会場

東京都千代田区大手町二丁目6-4 常盤橋タワー10階 東京海上日動火災保険株式会社 Conference Room B·C

定員

来場65名 Web視聴200名

第一部 講演 14:00-14:55

- ① **働き方改革時代に向けた人材確保と定着** デャップ株式会社
- ディップ株式会社 エリア事業本部 東日本エリア事業部 西東京営業部 部長 福井 良太 氏
- ② ドライバーの健康管理 一般社団法人 運転従事者脳MRI健診支援機構 業務部長 野口 一郎 氏

第二部 パネルディスカッション 15:10-15:30 テーマ: 働きやすい職場のつくり方

- -菱木運送株式会社 代表取締役社長 菱木 博一 氏
- 相和交通有限会社 所長 兼 施設長 山崎 康博 氏
- -国土交通省 自動車局総務課企画室長 阿部 雄介 氏

第三部 制度のご案内 15:30-15:40

働きやすい職場認証制度の紹介 一般財団法人 日本海事協会

閉会後 個別相談会 15:45-17:00

申請に関する個別相談窓口設置 ※セミナー申し込みと同時に事前予約 ※1事業者様につき15分間

セミナーのお申込み受付中 [締切] 7/20(水)17:00



Web視聴用 回 TE 後援:国土交通省

共催:一般財団法人日本海事協会 東京海上日動火災保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 損害保険シャパン株式会社 あいおいこッセイ同和損害保険株式会社 AIG損害保険株式会社/株式会社日本総合ビジネス ディップ株式会社/株式会社ジスコールジャパン ヤマトリース株式会社/オンクス目動車株式会社 ベネフィット・ワン株式会社/株式会社LIXILトータルサービス

※会場視聴で参加される場合は、1事業者様につき出席者1名までとさせていただきます。



一般財団法人 日本海事協会 交通物流部

〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町4-7

TEL: 03-5226-2412 (09:00-17:30 土日祝祭日を除く) Email: untensha@classnk.or.jp https://www.untenshashokuba.ip



申請に関する個別相談会のご案内

- ・会場視聴参加に限ります。
- ・個別相談をご希望の方はセミナー申込みフォームから 「個別相談希望あり」をご選択の上、お申し込みください。
- ・相談時間は、1事業者様15分です。
- ご案内順序は先着順とさせていただきます。
- ・ご案内時間は当日の入場受付時にお知らせします。 順番によって、待ち時間が発生することを予めご了承ください。



2022年度 一つ星 申請受付期間 9/16-11/15

会場のご案内

•住所

東京都千代田区大手町二丁目6-4 常盤橋タワー10階東京海上日動火災保険会社 Conference Room B:C

・電車でお越しの方

<地下鉄>

東京メトロ千代田線・丸ノ内線・半蔵門線・東西線・都営三田線「大手町」駅 B8a出口 より徒歩1分

東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅 B2出口 より徒歩1分 東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線「日本橋」駅 A1出口 より徒歩1分

東京メトロ丸ノ内線「東京」駅(JR「東京」駅日本橋口経由)より徒歩1分

<JR>

JR「東京」駅日本橋口から徒歩1分

・バスでお越しの方

<u>都営バスホームページ</u>より、バス停留所をご確認ください。 無料巡回バス「Marunouchi Shuttle」にご乗車の際は、 丸の内シャトルの乗降場及び時刻表をご確認ください。(大丸有エリアマネラメント協会HP)

・お車でお越しの方 駐車場のご用意はございません。 丸の内周辺の各駐車場をご利用いただくか、公共交通機関で お越しください。

「トラック運送事業者のための人材確保セミナー」

令和4年度トラック運送事業者のための人材確保セミナーの開催について

2023.01.17

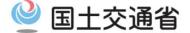
東京都トラック協会では、全日本トラック協会と共催で下記の通り、セミナーを開催致します。

開催日時	令和5年2月28日(火) 13:30~16:30
開催場所	「東京都トラック総合会館」7階大会議室 新宿区四谷3-1-8 (東京メトロ丸ノ内線 四谷三丁目駅徒歩3分 JR中央線・総武線 四谷駅下車徒歩15分)
講師	株式会社コヤマ経営 代表取締役 小山 雅敬 氏
内容	(1) 「新時代」における運転者人材の実態 (2) 運転者人材等の採用 ・人材採用に向けた準備 ・効果的な求人(求人票の記載、ウェブの活用など) ・人材採用の成功事例 ・新卒者、女性、高齢者の雇用促進 (3) 人材が定着するための職場環境の整備 ・人材定着為の成功事例 (4) 働き方改革に対応した実務
定員	A. 会場での受講 75名 (定員に達した時点で締切、1社1名を優先) B. ZOOMでの受講 400名 (定員に達した時点で締切)
対象	会員事業者 (経営者及び人事管理者等)
参加費	無料
申込方法	申込方法下記申込フォームからお申込下さい。 ※手続きが完了次第、受付完了メールが自動送信されます。 迷惑メール対策などでキャリアメール(例:@ezweb.ne.jp、@docomo.ne.jp、@i.softbank.jp)の場合、受付完了メールが受信できない場合がございます。 「noreply@form.kintoneapp.com」を受信設定してください。 A. 会場での受講はごちら
	B. ZOOMでの受講予約は <u>こちら</u>

問い合わせ先

(一社) 東京都トラック協会 総務部 広報・情報グループ 〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8

TEL: 03-3359-4134



協会HPに求人情報ページを掲載



東京都の加盟企業 求人一覧

Join Our Company

※詳細については各社のホームページ等からお問い合わせください

111-21 TVT NATA IT	W. MAIN WATTER . 3	TV1	- 10
株式会社調布清掃	東京都調布市	リンク 小型	
株式会社調布清掃	東京都調布市	リンク 中型	
株式会社調布清掃	東京都多摩市	リンク 小型	
株式会社調布清掃	東京都多摩市	リンク 中型	
株式会社調布清掃	東京都稲城市	リンク 小型	
株式会社調布清掃	東京都稲城市	リンク 中型	
株式会社光陽ライン	東京都江東区	リンク 大型	
株式会社光陽ライン	東京都江東区	<u>リンク</u> トレーラ	
株式会社三急運輸	埼玉県八潮市	<u>リンク</u> 小型	
株式会社三急運輸	埼玉県八潮市	リンク 中型	
株式会社三急運輸	埼玉県熊谷市	<u>リンク</u> 小型	
株式会社三急運輸	埼玉県熊谷市	リンク 中型	
		1 - 161 / 161 <	>

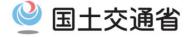
【求職者の方へ】

・各事業者の求人情報は各事業者が公表しているものであり、当協会では責任を負いかねます。
 なお万が一、リンク先の求人情報の内容に、事実との相違があれば<u>55</u>にお知らせ下さい。

【情報掲載事業者の方へ】

・情報掲載事業者は、情報が正確・最新の内容に保たれるよう、リンク先である自社サイトを管理して下さい。





令和4年度運転免許取得助成一覧

17 1 1 1 CCC TAXON 1 1/1 1 0 5 1 7 1 1 0 5 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
		東ト協	東ト協	全ト協	東京しごと財団
		男性ドライバー	女性ドライバー	準中型	業界別
		免許取得助成	免許取得助成	免許取得助成事業	人材確保支援事業
	対象事業者	中小企業	中小企業	大・中小企業	中小企業
対象	教習所入校	_	_	_	令和4年11月1日 ~令和6年3月10日
ドライ	取得日	令和3年4月1日以降	令和3年4月1日以降	令和3年4月1日以降	令和4年11月1日 ~令和6年3月10日
バ	生年月日	_	_	平成元年6月2日以降	_
	採用日	_	-	令和3年4月1日以降	_
	大型	¥50,000	税抜費用の3分の2	_	税抜費用の2分の1
助	中型	¥50,000	税抜費用の3分の2	_	税抜費用の2分の1
成	準中型	¥50,000	税抜費用の3分の2	¥40,000	税抜費用の2分の1
額	中型85限定解除	¥30,000	税抜費用の3分の2	_	税抜費用の2分の1
上	準中型 5 り限定解除	¥30,000	税抜費用の3分の2	¥25,000	税抜費用の2分の1
限	大型特殊	_	_	_	税抜費用の2分の1
	牽引	_	_	_	税抜費用の2分の1
	1社の上限	2人	2人	合計20万	なし
	申請締め切り	令和5年2月28日	令和5年2月28日	令和5年2月28日	令和6年3月15日
	併用可能な他の助成金	東京しごと財団業界別人材確保支援事業	東京しごと財団業界別人材確保支援事業	男性ドライバー免許取得助成	男性ドライバー免許取得助
	併用可能な他の助放金	全卜協準中型免許取得助成事業	全卜協準中型免許取得助成事業	女性ドライバー免許取得助成	女性ドライバー免許取得助

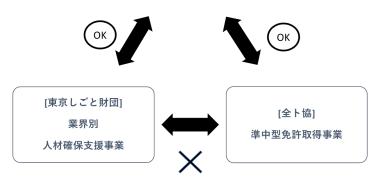
※令和4年11月1日現在。

※必ず各助成金の要綱をご確認ください。

[併用可能な助成金]

[東ト協]

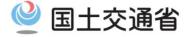
男性ドライバー免許取得助成 女性ドライバー免許取得助成



【問い合わせ先・申請書類の提出先】

一般社団法人 東京都トラック協会 業務部 交通・環境グループ 運転免許助成金担当 TEL 03-3359-6257

働きやすい職場認証制度取得事業者への助成



東ト協助成事業

「働きやすい職場認証制度」(運転者職場環境良好度認証制度) 取得促進助成実施要綱

> 令和4年7月11日制定 一般社団法人東京都トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人東京都トラック協会(以下「東ト協」という)が実施する「働き やすい職場認証制度」(運転者職場環境良好度認証制度)の取得に係る助成金(以下「助成金」と いう)の交付に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(事業趣旨)

第2条 運転者の労働条件や労働環境を改善するとともに、運転者を確保・育成するために長時間 労働の是正等の働き方改革に取り組む自動車運送事業者が取得出来る、「働きやすい職場認証制度」 (運転者職場環境良好度認証制度)に対し、認証機関である一般財団法人日本海事協会(以下「認証機関」という)を通して会員事業者が初回認証登録を行った場合、その費用の一部を助成し、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。

(助成対象事業者)

第3条 助成対象事業者は、東京都内に本社を有する事業者であり、「認証機関」の定める申請受付 期間中に初回認証登録申請を行い、「認証機関」の審査に合格し、別途要領にて定める提出期限ま でに交付申請書の提出があったものとする。

なお、上記期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で終了する。

(助成交付額)

第4条 助成金の交付額は、当該年度の予算範囲内において、事業者の初回審査・登録料のうち5 0,000円(本社事業所分を含む)を助成する。なお、本社事業所が事業用貨物自動車を有しない 場合は、東京都内の事業用貨物自動車を配置する1事業所を本社事業所分として扱う。

また、東京都内に複数の事業所を有する場合は、1事業所分の申請あたり5,000 円を助成し、 本社事業所を含め11事業所を上限とする。

(助成金の申請手続き)

第5条 会員事業者が助成金の交付を受けようとする場合には、①東ト協所定の様式「働きやすい 職場認証制度」(運転者職場環境良好度認証制度)取得促進促進助成金交付申請書(様式1)に必要事項を記入押印の上、②認証機関から発行される初回審査料の請求書(写)③認証機関から発行される初回審査料の領収書(写)(銀行及びネット振替等での振込み票や明細表でも可)を添えて東ト協へ請求することとする。

(助成金の交付)

第6条 東ト協は、第5条の請求に基づき精査確認の上、適正と認めたときは会員事業者へ助成金を交付する。

(登録証書の提出)

第7条 前条に基づき、助成金の交付を受けた事業者は、別途要領にて定める提出期限までに④認証機関から発行される審査結果通知書(写)⑤認証機関から発行される初回登録料の請求書(写)⑥認証機関から発行される初回登録料の領収書(写)(銀行及びネット振替等での振込み票や明細表でも可)⑦認証機関から発行される「登録証書」(写)を提出することとする。

また、複数事業所分の助成金の交付を受けた場合は、東京都内の事業所名の記載がある「登録 証書」(写)を提出することとする。

(助成金の交付取り消しと返還)

- 第8条 会員事業者が次に掲げる各号のいすれかに該当するときは、東ト協は助成金の交付を取り 消すことができる。なお、添付書類の改ざん等、その内容が悪質と判断された場合、東ト協の助成 事業のすべてに係る申請は、原則として当分の間、受付及び交付決定を行わないものとする。
- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合
- (2)前条に基づく提出書類が提出されない場合または提出書類に不備がある場合
- (3)その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、又は本要綱及び実施要領に違反した場合
- 2 前項の場合において、当該取り消しに係る助成金が、既に会員事業者へ交付されているときは、 東ト協は会員事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。

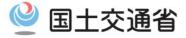
(雑則)

第9条 東ト協は、会員事業者に対し助成に関して必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、東ト協が別に実施要領を定める。

以上



令和4年度「標準的な運賃」活用セミナーの開催について

2022.10.11

セミナーを下記のとおり開催いたします。

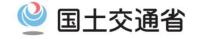
開催日時	令和4年11月18日(金) 13:30~17:00 (会場受付13:00~13:30)
開催場所	「東京都トラック総合会館」 7 階大会議室(新宿区四谷 3 - 1 - 8) およびWEB(ZOOM)
内容	講師:近代経営システム研究所 森高 弘純 氏 「標準的な運賃」告示の概要・届出 「標準的な運賃」を踏まえた原価計算(演習など) 「原価計算を反映した運行形態別運賃の考え方 「荷主との交渉方法 「燃料サーチャージ ほか
対象者	会員事業者の経営者、管理者、運賃交渉担当者等
受講料	無料
募集定員及び申込み	A.会場 40名(先着順、定員になり次第締め切り)以下のフォームからお申込みください。 ●会場での受講をご希望の方 B.WEB(ZOOM)での受講 400名(先着順、定員になり次第締め切り)以下のフォームからお申込みください。 ●WEB(ZOOM)での受講をご希望の方 手続きが完了次第、申込完了メールが自動送信されます。 迷惑メール対策などでドメイン指定を行っている場合、メールが受信できないことがあります。 「noreply@form.kintoneapp.com」を受信設定してください。
開催者	主催:(公社)全日本トラック協会/(一社)東京都トラック協会
その他	会場では検温、マスクの着用、入口での手指消毒等にご協力ください。

~本件に関するお問い合わせ先~

(一社)東京都トラック協会 業務部 交通・環境グループ

電 話:03-3359-6257

「タンクトラック輸送(タンクローリー車)の標準的な運賃に 対する割増率について」



【タンクトラック専門部会員向け】令和4年度東ト協・神ト協合同研修会「タンクトラック輸送(タンクローリー車)の標準的な運賃に対する割増率について」の開催について

2022.10.05

研修会を下記のとおり開催いたします。

研修名	「タンクトラック輸送(タンクローリー車)の標準的な運賃に対する割増率について」		
開催日時	令和4年11月17日 (木) 13時30分~15時00分 ※会場の方は昼食を用意しています。12時30分までにご来場ください。		
開催日時	東京都新宿区四谷3-1-8 東京都トラック総合会館 7階 大会議室		
対象者	東ト協タンクトラック専門部会 部会員 神ト協タンクトラック・高圧ガス部会 部会員		
研修内容	「標準的な運賃」の割増率の概要・届出、荷主との交渉方法ほか		
講師	日本PMIコンサルティング株式会社 代表取締役・税理士 小坂 真弘 氏		
定員	① 会場での受講 7 0名② ZOOMでの受講 4 0 0名		
受講費	無料		
申込方法	 締切:11月4日(金) 下記の申請フォームから申込願います。定員に達した時点で締切らせていただきます。 ① 会場での受講はこちら ※受付終了 ※神ト協の会場受講希望の方は神ト協の申込書からお申込みください。 ② ZOOMでの受講はこちら ※受付終了 		
その他	東京都感染拡大防止ガイドラインに基づき、本セミナー参加の場合には、必ずマスクの着用をお願いいたします。セミナー当日に発熱、体調の悪い方は受講を控えてください。		

主 催: (一社) 東京都トラック協会・(一社) 神奈川県トラック協会

(問い合わせ先)

(一社) 東京都トラック協会 業務部教育研修・輸送グループ

電話:03-3359-3401